

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家利用細則

令和5年4月1日
制 定
令和5年7月12日
一 部 改 正

(趣 旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

(利用者の申込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者は、所定の様式を利用開始日の2か月前の月末までに所長に提出するものとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立乗鞍青少年交流の家利用申込審査要領に基づき検討し、必要に応じて研修計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(禁止事項)

第4条 交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(利用者の入・退所等)

第5条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

(標準生活時間)

第6条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第8条 利用者の食事は交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒等)

第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第11条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反したものに対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

一 利用規則第4条各号及び本細則第11条第1項に違反するおそれがある場合

二 その他所長が特に必要と認めた場合

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、利用申込の受付を制限することができる。

(雑 則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附 則)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この細則は、令和5年7月12日から施行する。

国立乗鞍青少年交流の家利用申込審査要領

令和5年7月12日

所 長 裁 定

国立乗鞍青少年交流の家利用細則（以下「利用細則」という。）第2条に基づく所定の書類による利用の承諾にあたっての審査方法について、次のとおり定める。

1 初回利用団体又は受付制限後初回の利用団体の審査

(1) 初めての利用にあたっては、次の事項について留意し、確認の上で利用申込団体の審査を行うものとする。

ア) 利用申込み団体の設立趣旨・目的、日頃の活動内容が独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下、「利用規則」という。）第4条に掲げる行為を行う団体又は行うおそれのある団体に該当しないこと。なお、確認に当たっては、団体の設立趣旨・目的・団体構成員名簿、具体的な活動内容が記述されている資料等（例：定款、規約、会則、要覧、団体概要等）をもって確認する。

イ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある団体でないこと。

ウ) 利用細則第12条2項に基づく利用申込の受付制限を行った団体に関する団体でないこと。

エ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体が当施設で活動を行うことによりメディア等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、当施設の中立性やイメージ、信頼性を低下させる恐れのある団体でないこと。

(2) 当施設は、必要に応じ、利用申込の内容以外の当該団体の活動について確認を行うものとする。

(3) 利用細則第12条2項に基づく利用申込の受付制限を行った団体の制限解除後の初回の利用に係る審査においては、受付制限を行った活動内容等が、きちんと改善がなされているかの確認を行うものとする。

2 利用申込の審査

(1) 利用申込の審査にあたっては、次の事項について留意し、確認するものとする。なお、確認に当たっては、所定の活動計画書のほか、本研修の目的・活動内容・主たる対象者が明記されている企画書、開催要項、募集要項・実施要領等をもって確認する。

ア) 利用申込の内容や目的が利用規則第4条に掲げる行為に該当していないこと。

イ) 利用申込の内容が、利用規則第6条第1項による活動の範囲となっていること。

ウ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行

うおそれのある活動内容でないこと。

エ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体が当施設で活動を行うことによりメディア等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、当施設の中立性やイメージ、信頼性を低下させる恐れのある団体でないこと。

(2) 当施設は、必要に応じ、利用細則第3条に基づき研修計画について指導及び助言を行うものとする。

(3) 当施設は、活動計画書について、できるだけ具体的な研修計画を記載するよう求めるものとする。

(4) 上記1及び2に掲げる留意すべき事項について疑義が生じたときは、利用申込の団体に対して、次に掲げる資料を求めるほか、必要に応じ当該団体のホームページ等の公開情報を参照して、所定の申込書との不整合がある場合は確認を行うものとする。

ア) 当該団体の過去の活動実績（事業報告書等）

イ) 当該研修計画の過去の活動実績（実施報告書等）

ウ) その他必要と認める資料

3 利用の諾否の決定

利用申込の審査終了後、速やかに利用細則第3条に基づく用の諾否の決定を行う。

4 その他

この審査要領に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和5年7月12日から実施する。